

3 月 資 料 集

議題番号	資料等				件 名	レ ジ ュ メ 頁
	連 長	単 会	回 覧	掲 示		
1(1)	○				防犯・交通事故情報	2
1(2)	○				火災・救急状況等報告	2
1(2)	○	○			消防局組織改革(機構改革)について【市連】	3
1(3)	○	○			第2回港南区連合町内会長連絡協議会・港南区協働による地域づくり推進協議会 合同意見交換会の開催報告について	4
1(4)	○	○			自治会町内会の課題解決に向けたアドバイザー派遣について	4
2(1)	○	○			令和6年度緊急時情報伝達システムへの登録について	6
2(4)	○	○			自治会町内会デジタル活用・活動拠点(会館等)に関するアンケートについて【市連】	11
2(5)	○	○			令和6年度横浜市LED防犯灯事業について【市連】	12
3(1)	○	○			旧港南土木事務所跡地「港南区複合施設」について	14
3(2)	○	○			横浜みどりアップ計画[2024ー2028]の策定について【市連】	16
3(3)	○	○			「令和6年横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【市連】	16
3(5)	○	○			令和6年度各種募金・会費の依頼額・目安額について【市連】	18
4(1)ア	○	○			「港南区地域活動事例集」チラシの配布について	19
4(1)イ	○	○			「港南消防団だより」の配布について	19
4(1)ウ	○	○			「令和6年度 横浜市交通安全運動実施計画」の配布について	19
4(1)エ	○	○			「令和6年春の全国交通安全運動横浜市実施要綱」の配布について	19
4(1)カ	○	○			「更生保護こうなん」第44号の配布について	19
4(2)ア	○		○		「消費生活推進員だより 第50号」	19
4(2)イ	○		○		「KONAN スポーツ推進委員だより 第38号」	19
4(2)ウ	○		○		「港南区青指だより第43号」	19
4(2)エ	○		○		「環境事業推進委員だより(3R夢！通信) 第12号」	19
4(2)オ	○		○		「防犯かながわ 第163号」	19
4(2)カ	○		○		「レ・スポールこうなん(スポーツ情報誌) 第36号」	19

区連会資料	港南区の治安情勢 令和6年2月末現在	令和6年3月19日 港南警察署 生活安全課
-------	-----------------------	--------------------------

1 刑法犯認知件数【一部抜粋・暫定数値・手集計】・・・特殊詐欺以外

	全刑法犯 認知件数	子供・女性が 狙われやす い犯罪等	住宅に対する侵入犯罪		ひったくり	乗り物盗		
			空き巣	忍込み 居空き		自動車	オートバイ	自転車
県内	6,120	244	99	60	5	71	232	1,541
港南署	116	4	0	0	0	0	7	18
昨年同期比	100	3	4	1	0	0	4	6
増減	+16	+1	-4	-1	0	0	+3	+12

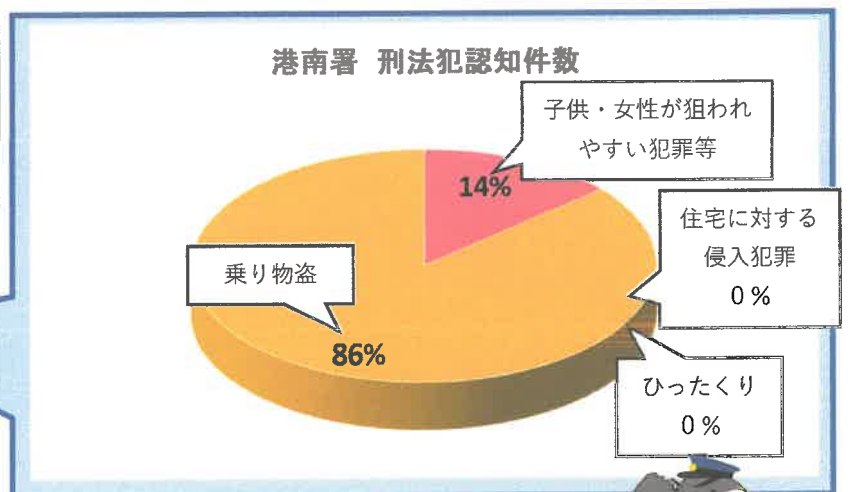
※「子供・女性が狙われやすい犯罪等」とは、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、迷惑行為防止条例違反（卑しい行為等）等（特別法犯）の犯罪の総称です。
※上記表中の数値は、特別法犯の検挙件数等も混在している特定の罪種の数値を抜粋したものです。「全刑法犯認知件数」と表の合計値は合致しませんのでご了承ください。

隣接署の状況(暫定数)		
令和6年2月末現在		前年との増減
磯子署	69	-26
南署	127	+34
戸塚署	108	-33
栄署	48	+3

これが発生傾向だよ！



▲港南警察署マスコットキャラクター
「ひまり巡査」

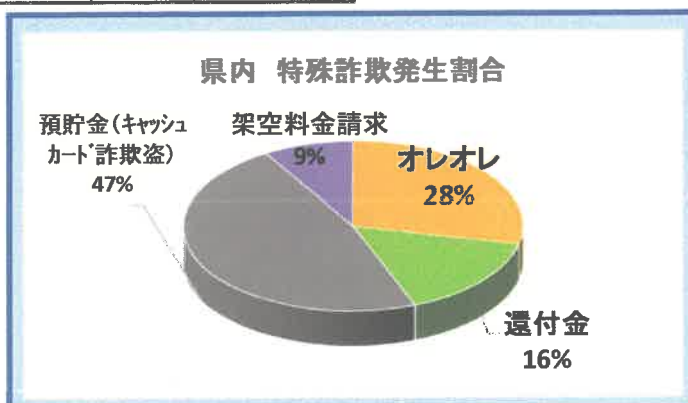


▲「シジュウカラ部長」

2 刑法犯認知件数【一部抜粋・暫定数値・手集計】・・・特殊詐欺

	特殊詐欺		オレオレ		還付金		預貯金 キャッシュカード詐欺盗		架空料金請求	
	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)
県内	191	320,000,000	53	162,000,000	29	50,000,000	88	56,000,000	16	22,000,000
港南署	2	8,000,000	1	1,000,000	1	7,000,000	0	0	0	0
昨年同期比	3	8,700,000								
増減	-1	-700,000								

※ 県内の合計件数には、その他の特殊詐欺（融資保証詐欺など）が含まれます



犯罪発生状況一覧表 ～港南警察署管内(月別・一部抜粋)～

1 罪種別

令和6年2月末現在(暫定値・手集計)

罪名別 単月	凶悪犯				小計	粗暴犯				小計	窃盗犯			小計	知能犯			小計	風俗犯			小計	その他			小計	合
	殺 人	強 盗	悪 火	犯 (強 不 制 性 交 等)		暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝		侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗		詐 欺	そ の 他	わい (強 不 意 制)		せつ 公 然	そ の 他	器 物 損 壊 等		そ の 他				
1月					0	3	3			6		15	36	51	5		5			1	1	6		6	69		
2月					0	1	3			4	3	10	18	31	4		4	1		1	2	5	1	6	47		
3月					0					0				0			0			0			0	0			
4月					0					0				0			0			0			0	0			
5月					0					0				0			0			0			0	0			
6月					0					0				0			0			0			0	0			
7月					0					0				0			0			0			0	0			
8月					0					0				0			0			0			0	0			
9月					0					0				0			0			0			0	0			
10月					0					0				0			0			0			0	0			
11月					0					0				0			0			0			0	0			
12月					0					0				0			0			0			0	0			
合計	0	0	0	0	0	4	6	0	0	10	3	25	54	82	9	0	9	1	0	2	3	11	1	12	116		

2 窃盗犯手口別

罪種別 単月	侵入窃盗その他					小計	乗物盗			小計	非侵入窃盗								小計	合計	特殊詐欺
	空き巣	忍込み	居空き	窃盗事務所荒し	その他		自動車	オートバイ	自転車		ひったくり	置き引き	車上ねらい	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他				
1月						0		6	9	15		5		3		14	14	36	51	1	
2月				2	1	3		1	9	10		2	2	2		7	5	18	31	1	
3月						0				0								0	0	0	
4月						0				0								0	0	0	
5月						0				0								0	0	0	
6月						0				0								0	0	0	
7月						0				0								0	0	0	
8月						0				0								0	0	0	
9月						0				0								0	0	0	
10月						0				0								0	0	0	
11月						0				0								0	0	0	
12月						0				0								0	0	0	
合計	0	0	0	2	1	3	0	7	18	25	0	7	2	5	0	21	19	54	82	2	

犯罪発生状況一覧表 ～ 港南警察署管内(交番別・一部抜粋)～

1 罪種別

令和6年2月末現在(暫定値・手集計)

罪名別 交番	凶 悪 犯				小計	粗 暴 犯				小計	窃 盗 犯			知 能 犯			風 俗 犯			そ の 他			合 計		
	殺 人	強 盗	放 火	(強制 不同意 性交 等)		暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝		侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗	詐 欺	そ の 他	小 計	風 俗 犯		そ の 他	小 計	器 物 損 壊 等	そ の 他		小 計	
																	わいせつ (強制 同意制)	公 然							
上大岡駅前				被害者保護等の観点から非表示	0	1	1		2		6	21	27	3		3	被害者保護等の観点から非表示		1	1	5	1	6	39	
笹下					0				0		2		2	1		1			0		0	3			
日野					0		3		3			4	4	1		1			0		0	8			
芹が谷					0		1		1			6	6			0			0	1		1	8		
南高校前					0	1			1		1		1			0			0	1		1	3		
野庭					0				0	1	1	1	3			0			0	2		2	5		
港南台駅前					0	1			1		12	15	27	3		3			0	1		1	32		
上永谷駅前					0	1	1		2		2	2	4	1		1			0	1		1	8		
日限山					0				0	2		2	4			0			0			0	4		
港南台南				0				0		1	3	4			0		0			0	4				
その他				0				0				0			0			1	1		0	1			
合計	0	0	0	0	0	4	6	0	0	10	3	25	54	82	9	0	9	1	0	2	3	11	1	12	116

2 窃盗犯手口別

罪種 交番	侵 入 盗					小計	乗 物 盗			小計	非 侵 入 盗							小計	合 計	特殊詐欺
	空 巣	忍 込	居 空	金 庫 破	そ の 他		自 動 車	オ ー ト バ イ	自 転 車		職 権 盗	払 出 盗	置 引 き	部 品 ね ら い	色 情 ね ら い	万 引 き	そ の 他			
上大岡駅前						0		2	4	6		3	5		1	11	1	21	27	2
笹下						0			2	2								0	2	0
日野						0				0				1		1	2	4	4	0
芹が谷						0				0				3		2	1	6	6	0
南高校前						0		1		1								0	1	0
野庭					1	1		1		1							1	1	3	0
港南台駅前						0		3	9	12		6	2			4	3	15	27	0
上永谷駅前						0			2	2				1			1	2	4	0
日限山					2	2				0						2		2	4	0
港南台南						0			1	1					1	1	1	3	4	0
その他						0				0								0	0	0
合計	0	0	0	0	3	3	0	7	18	25	0	9	7	5	2	21	10	54	82	2



～特殊詐欺被害の発生状況～

港南警察署が認知した特殊詐欺被害の発生状況をお知らせします。

◆特殊詐欺認知件数は **2件** (令和6年2月末現在)

◆被害額は 約 **800万円** (令和6年2月末現在)

◆息子や孫を名乗って電話をかけてきて、現金を要求する
オレオレ詐欺が発生

◆港南区役所や**金融機関**をかたって、「累積保険料
(医療費)の還付金があります。」などと言って**ATM**
に誘導し振り込ませる**だまし電話**が増加中
(還付金詐欺)



港南警察署長

空き巣対策を心掛けましょう！

昨年(R5)の空き巣発生件数は、、、 **11件**



11件中 **9件**は**窓からの侵入**となっています。

3件は**無施錠窓**などから侵入されているぞ。



▲「シジュウカラ部長」

“**空き巣の被害に遭わないために**”

① 外出時や就寝する際は、必ず施錠してシャッターを閉める

格子戸が付いているから大丈夫、、、 **それは危険です!!**
無施錠だとわかれば格子戸を外したり切断して侵入する泥棒もいます。
短時間の外出でもシャッターを閉めましょう！シャッターが閉まっていれば、泥棒が侵入をあきらめる確率は高くなります。

窓から
侵入 **9割!**

② 窓に補助錠を設置する

泥棒は、施錠部付近の窓ガラスを破壊して侵入します。
その際、窓の上部に補助錠が付いていれば、泥棒は補助錠付近の窓も割らなければ侵入できなくなり、侵入するのに時間を掛けたくない泥棒は、**侵入を断念する場合があります。**

③ 防犯砂利,センサーライト,防犯カメラを設置する

窓付近に、防犯砂利(足音が鳴りやすい砂利)を敷く

→ 泥棒は音が出るものを嫌います

センサーライトを設置する

→ 泥棒が、「防犯意識が高い家」だと認識して侵入を断念する場合も

防犯カメラを設置する

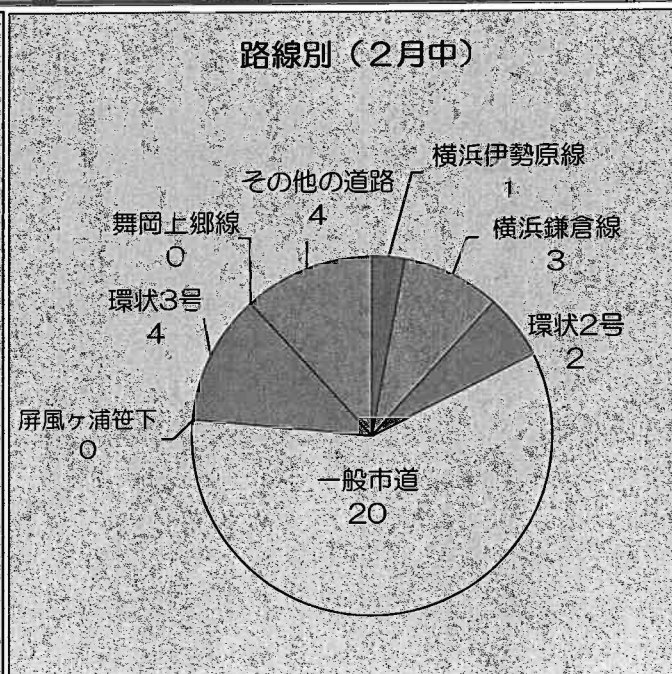
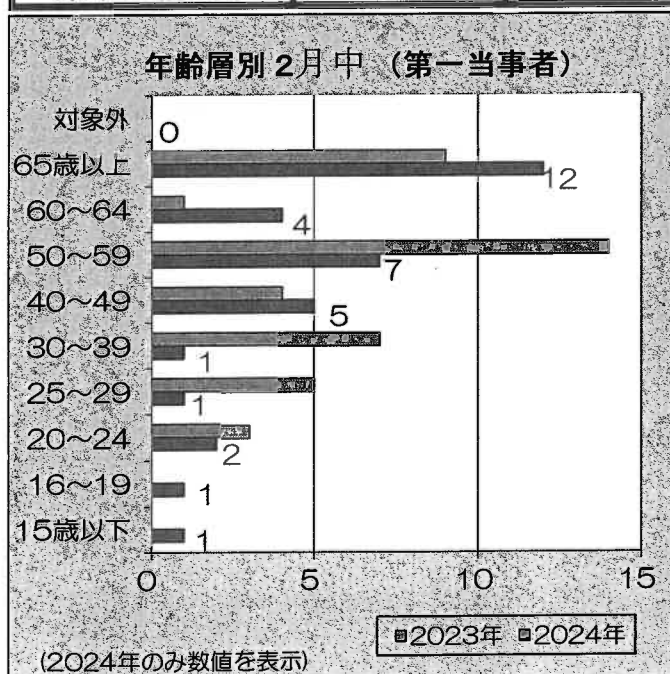
→ 泥棒は証拠が残るのを嫌います。ダミーでも効果を期待できます

自分の家は自分で守る！空き巣被害を防ぎましょう！

令和6年2月 港南警察署交通事故概況

神奈川県内 月・年累計別 (概数)				港南区 月・年累計別 (概数)			
件数	死者	負傷者		件数	死者	負傷者	
2月中	1,601	6	1,834	2月中	34	0	38
前年比	+16	-1	-28	前年比	-9	±0	-12
年累計	3,291	13	3,805	年累計	63	0	72
前年比	+74	-5	+22	前年比	-16	±0	-19

状態別 月・年累計別	二輪車事故	自転車事故	高齢者事故	子ども事故	全事故件数
2月中	12	5	19	4	34
前年比	-1	-4	+4	-1	-9
構成率	35.3%	14.7%	55.9%	11.8%	***
年累計	23	8	29	4	63
前年比	+4	-8	-2	-2	-16
構成率	36.5%	12.7%	46.0%	6.3%	***
県下の構成率	27.1%	23.5%	36.4%	6.3%	***



令和6年2月 火災・救急の概況

(暫定値)

		港南区			横浜市			
		令和6年	令和5年	増減	令和6年	令和5年	増減	
火災	火災件数		4	3	1	109	136	-27
	種別	建物火災	3	2	1	72	84	-12
		林野火災	-	-	-	-	-	-
		車両火災	-	1	-1	13	9	4
		船舶火災	-	-	-	-	-	-
		その他の火災	1	-	1	24	43	-19
	損害程度	床面積(㎡)	-	47	-47	1,402	1,482	-80
		死者(人)	-	1	-1	9	3	6
		負傷者(人)	1	6	-5	22	26	-4
	主な原因	たばこ	1	1	-	23	20	3
		ストーブ	1	-	1	11	9	2
		マッチ・ライター	1	1	-	2	4	-2

火災以外	その他災害	203	209	-6	3,211	3,114	97
------	-------	-----	-----	----	-------	-------	----

救急	救急件数		2,646	2,406	240	43,088	39,627	3,461
	種別	急病	1,888	1,694	194	30,932	28,272	2,660
		交通事故	64	71	-7	1,354	1,290	64
		一般負傷	460	456	4	7,749	7,249	500
		その他	234	185	49	3,053	2,816	237
	出場形態	消防車＋救急車の連携した件数	158	161	-3	2,386	2,340	46
		ミニ消防車＋救急車の連携した件数	62	53	9	1,255	1,161	94

消防出張所の機構改革について【事業説明】

1 事業の趣旨

消防出張所のマネジメント体制及び警防体制の強化を図るため、今後 4 か年をかけて市内 78 消防出張所の体制を変更します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供してください。

3 機構改革の概要等

(1) 概要

これまで消防出張所に配置していた毎日勤務者の「消防出張所長（係長級）」を、当直勤務の「消防出張所第一係長」、「消防出張所第二係長」へ見直し、消防出張所に係長級の職員を 2 名配置します。

また、消防出張所に地域担当として、豊富な経験を有した毎日勤務者を 1 名配置します。

(2) 対象

令和 6 年度は、鶴見、神奈川、西、中、南、港南消防署の消防出張所が対象となります。

4 機構改革の主なポイント

【ポイント①】責任職による 24 時間体制の構築

I 消防出張所のマネジメント体制の強化

＜現行体制＞

消防出張所長（毎日勤務者）の勤務体系により夜間時間帯においては、責任職が不在となっています。

＜今後の体制＞

- ・係長の 24 時間当直勤務により、平日夜間や土日祝日においても、責任職による対応が可能となります。
- ・当直勤務の係長を配置することで、職員の人材育成（部隊訓練や立入検査など）をより一層推進し、安全・安心を実感できる街づくりを進めます。

II 出張所部隊の災害対応力の強化

＜現行体制＞

出張所部隊の隊長は、職員（消防司令補）が担っています。また、消防出張所長は部隊要員ではありません。

＜今後の体制＞

出張所部隊の隊長は、係長（消防司令）が担うとともに、係長を補佐する職員（消防司令補）を配置し、更なる出張所部隊の災害対応力の強化を図ります。

【ポイント②】豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）を配置

出張所部隊が災害出動中や訓練等で不在の場合でも、豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）が、現行と変わらず消防出張所の窓口対応を行います。

【ポイント③】地域・消防団への対応

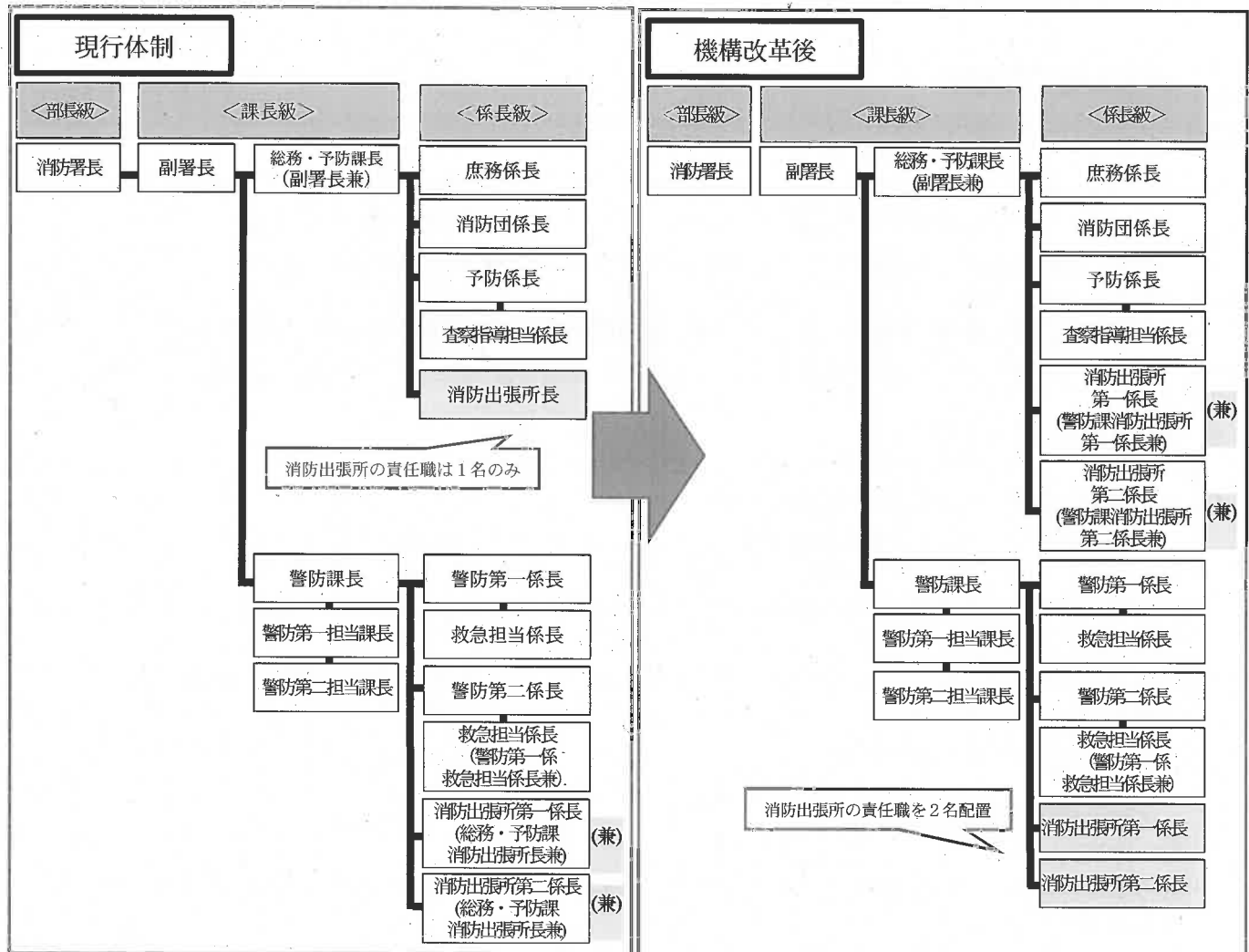
＜現行体制＞

地域・企業等への「防災指導」や各種訓練、会議への参加をはじめとする「消防団関連事務」等は、消防出張所長が単独で行うことが多くなっています。

＜今後の体制＞

- ・「防災指導」等は、消防出張所第一・第二係長のマネジメントのもと、係一体となった対応が可能となります。
- ・「消防団関連事務」は、訓練から実災害まで、出張所部隊と消防団の顔の見える関係が構築されることで連携が強化されます。

【参考：組織機構図】



港南消防署総務・予防課

担当 志熊、清水

電話 045-844-0119 /FAX 045-844-0119

メール sy-konan-sy@city.yokohama.jp

令和5年度 第2回
港南区連合町内会長連絡協議会・港南区協働による地域づくり推進協議会
合同意見交換会 開催報告

日 時	令和6年2月20日（火）14時10分から15時50分まで
場 所	港南区役所6階 601・602・603会議室 5階 特別会議室
出席者	木島会長（上大岡）、横川会長（大久保最戸）、☆☆荻久保会長（笹下・区社協）、 ◇市村会長（日下）、田代会長（日野）、□小後摩会長（日野第一）、 川島会長（港南台）、高橋会長（永野）、黒田会長（野庭団地）、 黒川会長（野庭住宅）、○●古屋会長（下永谷・区連会）、 若林会長（永谷・地区社協分科会）、飯島会長（芹が谷）、 ◇宮島会長（ひざり）、☆上田会長（日野南）、★黒川会長（民生）、 小室会長（スポ推）、穂永会長（青指）、富山副代表（消費・代理出席）、 岩崎会長（環境）、武馬副会長（シルバー・代理出席）、小松会長（ヘルスメイト）、 稲村会長（工業会）、大木会長（保護司会）、栗原区長
	○港南区連合町内会長連絡協議会 会長、☆同副会長、◇同監事、□同会計 ●港南区協働による地域づくり推進協議会 会長、★同副会長

◆第2回意見交換会について

第1回意見交換会において次の意見が出されました。

- ・高齢化や担い手不足等、共通している部分が多いと思った。
- ・担い手不足には、目の前の問題ともっと先を見た問題の2つがある。
- ・社会もどんどん変わっているため、既存のルールや取組を変えていくことが必要。
- ・小中高の世代に自分たちの地域を知ってもらうことは非常にいい取り組み
- ・活動を知らない人が多く、周知方法に悩んでいる。

これを踏まえて4つのテーマを設け、グループに分かれて意見交換を実施しました。

テーマ1 地域活動の参加者を増やすには

内容：現在活動に携わっていない人を巻き込む・引き込む、青少年の参加、等

テーマ2 担い手探し、担い手づくりについて

内容：活動者の中から次の役員候補を見つける・育成すること、等

テーマ3 地域活動を今後も続けていくために

内容：高齢化や会員減などへの取組や現状にあった活動への工夫、会員増に向け
た取組、担い手の負担減につながる取組、等

テーマ4 自分たちの活動を広く知ってもらうためには

内容：広報の内容や方法について、仲間を増やしたり他団体とつながる取組、等

テーマ1	地域活動の参加者を増やすには 内容：現在活動に携わっていない人を巻き込む・引き込む、青少年の参加、等
テーマの 基になった意見	・「担い手不足には、目の前の問題ともっと先を見た問題の2つがある」のうちの「もっと先を見た担い手づくり」 ・小中高の世代に自分たちの地域を知ってもらうことは非常にいい取り組み
参加者	木島会長（上大岡）、田代会長（日野）、小後摩会長（日野第一）、川島会長（港南台）、黒川会長（野庭住宅）、穂永会長（青指）、大木会長（保護司会）
【主な意見】 ※事務局で、類似する発言をまとめたり、説明を補う等の加工をしています。 ■子どもや青少年に参加してもらう ・地区内で子どもや青少年のグループが活動し、その父母が自治会町内会の役員になるなど、自治会町内会とのつながりができている。 ・子どもがイベントを手伝いながら運営を覚えてくれることを期待している。 ・子ども会中心の活動では加入していない子や親が遠慮して人が集まりにくい。「●●地区の子ども」として声をかけている。 ・高校に声をかけ、生徒に地域防災訓練に参加してもらった。他のイベントも声をかけると来てくれる。 ■多忙な世代に担い手になってもらう ・役員をアミダくじで決めた結果、若い人が役員になった。しかし、くじで決めるにしても欠席裁判をする訳にはいけないので、まずは会議に出席してもらう必要がある。 ・ひな祭りや鯉のぼり掲揚など小さい子向けのイベントを行うと親も来るが、「何か手伝うと役員にされる」という警戒心を解く必要がある。 ・実行委員会を作り、ごく軽い役割など、ちょっとでも手伝いに参加してもらえるようにしている。 ・1日のイベントでも1時間単位で都合を聞いてシフト制にしている。短時間なら忙しい人でも参加しやすい。 ■自治会町内会以外と協力する ・学童保育、キッズクラブ、おやじの会、サッカーや野球クラブといった、自治会町内会以外の既存の会と協力している。「まつりの出店は資金稼ぎになり助かる」との声があり、WIN-WINだ。 ■参加者の声を聞く ・子ども向けイベントのアンケートで「子どもが参加でき助かる」という声が多く、運営の励みになった。独りよがりな活動にならないためにも、面倒でも参加者にアンケートを取った方が良い。 ■お互い学び合う ・他地区のノウハウそのままではうまく行かないが、色々見て「良い所取り」とすると良い。視野も広がる。その点「学び舎ひまわり」は良い取組。	

テーマ2	担い手探し、担い手づくりについて 内容：活動者の中から次の役員候補を見つける・育成すること、等
テーマの 基になった意見	・「担い手不足には、目の前の問題ともっと先を見た問題の2つがある」のうち、目の前の担い手づくりについて
参加者	荻久保会長（笹下・区社協）、市村会長（日下）、高橋会長（永野） 宮島会長（ひざり）、岩崎会長（環境）、武馬副会長（シルバー）
【主な意見】 ※事務局で、類似する発言をまとめたり、説明を補う等の加工をしています。 ■担い手の探し方 ・イベントやふれあいの場を作ることが大事。その場で頼りになりそうな人や活躍しそうな人をみつけ、引き込むと良い。 ・50歳以上で構成されている青年団では、活動を通して担い手を引き込んでいる。 ・親が地域活動を楽しんでいるのを見て、「私もやりたい」と中学生が参加してくれている。 ・防犯パトロールをきっかけに声をかけられ、会長になった。 ・ボランティアから活動してもらい、そこから担い手を引き込むと良い。 ・いきなり自治会町内会の会長をお願いするのではなく、まず委嘱委員として活動してもらい、その後会長などを依頼するのが良いのでは。 ・色々な活動を通じて知り合いが増え、顔見知りになっていることで困ったときに助け合える。 「担い手探しは住んで良かった探し」。 ■役員の負担を減らす ・行事や会議等の参加が難しい場合もあるが、無理に来なくても大丈夫であることを伝えたり、欠席しても大丈夫な雰囲気づくりをしている。 ・資料の作成や共有等に負担がかかるので、簡単に情報共有できるようデジタル（パソコンやLINE等）を取り入れている。 ・行事を見直し、時間を短縮したり、内容を変更したりする。 ・育っていないと思っても、妥協して任せる。 ■活動を長く続けてもらう ・最初は誰でも大変なので、フォローが必要。 ・1年交代を2年交代にしてほしいと依頼した。1年交代では、活動の意義や楽しさを見出す前に交代になり、人材が育たない。うまく引継ぎもできない。 ・「学び舎ひまわり」に参加した人は、「楽しい」と活動を継続してくれている。 ・1年交代の班長などに対しては、仲間に入ってきやすいように積極的に声掛けしている。 ・役員の定年を設けていないため年配者がいるが、長く活動してもらうために負担をかけないようにしている。 ・楽しくないとだめ。達成感を感じてもらおうと、来年もやろうと思ってもらえる。	

テーマ3	地域活動を今後も続けていくために 内容：高齢化や会員減などへの取組や現状にあった活動への工夫、会員増に向けた取組、担い手の負担減につながる取組、等
テーマの 基になった意見	・高齢化や担い手不足等、共通している部分が多いと思った。 ・社会もどんどん変わっているため、既存のルールや取組を変えていくことが必要。
参加者	横川会長（大久保最戸）、黒田会長（野庭団地）、古屋会長（下永谷・区連会） 飯島会長（芹が谷）、上田会長（日野南）、黒川会長（民生）、稲村会長（工業会）
【主な意見】 ※事務局で、類似する発言をまとめたり、説明を補う等の加工をしています。 ■イベントや会議等を見直す ・マンパワーが減少している状況では、何に重きを置くのか、何をやっていくべきなのか精査する必要がある。身の丈にあった活動をしていくことが良い。 ・「あまり手がかからずに人が来てくれるイベント」を継続的に実施するのが良い。例えば朝の体操イベントには人が割と集まる。 ・イベントを実施する際、一つの地区だけではなく隣の地区と一緒に行うことで負担を減らすという方法もある。 ・高齢化が進み、会議等の時間も短くせざるを得ない。祭りの規模や方法を縮小し、仕事量を減らすことも大事。 ・会議の参加者には働き世代の方もいるため、毎月第〇曜日といった定例化や、時間を夜にする等の工夫をしている。 ■行政の支援が必要 ・住民の超高齢化により自治会の運営も大変厳しくなっており、住民だけでは対処しきれないので、行政の具体的な支援が必要。 ■担い手交代時の引継ぎをしっかりとする ・仕事を任せる際には、しっかりとしたマニュアルが必要であり、引継ぎを徹底的にすることが大事。 ・役職を交代する際は、交代して後はお任せにしてしまうと大変なので、半年ほど一緒について引継ぎをしている。 ■会員や役員等を増やす ・新たに引っ越ししてきた方に対し、町会の加入活動を積極的にしていくことを検討している。 ・何かメリットを感じることが出来るよう工夫する必要がある。自治会町内会の役員や委嘱委員などは、役所からの様々な依頼に負担を感じており、メリットがないと考えているのではないかと。自治会町内会への加入についても同様だ。 ・ボランティアを有償にすることを考えてもいいのでは。 ■社会変化に合わせて改革する ・どんどん改革していくことが大切。社会の変化に合わせる必要がある。	

テーマ4	自分たちの活動を広く知ってもらうには 内容：広報の内容や方法について、仲間を増やしたり他団体とつながる取組、等
テーマの基になった意見	・活動を知らない人が多く、周知方法に悩んでいる。
参加者	若林会長（永谷・地区社協分科会）、小室会長（スポ推）、富山副代表（消費）、小松会長（ヘルスマイト）、栗原区長
【主な意見】 ※事務局で、類似する発言をまとめたり、説明を補う等の加工をしています。 ■色々な相手とつながる ・活動の目的が明確になっている委嘱委員と、面で動いている自治会町内会が連携できれば、良い広報につながるのでは。 ・夏祭り等の連合の大きなイベントに対し、委嘱委員として参画することでイベント自体も良くなるだけでなく、自治会町内会とのつながりができるという相乗効果が生まれる。 ・連合の中で合同会議を開催しているため、団体同士のつながりができてお互いの活動を知るきっかけになっている。 ・委嘱委員の地区代表からその地区の連長に相談していく流れをつくることできれば、良いつながりができるのではないか。 ・スポーツ推進委員とヘルスマイトは健康づくりという視点で共通点があるので、広報でも連携できるかもしれない。 ・無印良品など企業と連携してPRを行っている。 ・災害ボランティアネットワークとのつながりができたことで広報に幅が出た。 ■子どもを通じた広報をする ・学校にも事前の広報に協力いただくと取組を周知しやすいのではないか。 ・小学校向けに広報ができれば子どもだけではなく、親世代にも情報を届けることができる。 ・子どもたちは地域を知りたいと思っているので、地域にとってはチャンスだと思う。 ■情報がより伝わるよう工夫する ・行事に参加するかどうかはその人の関心ごとによって異なり、全ての方に興味を持ってもらうことは難しいが、とにかく広く広報していく必要がある（誰かのツボに入ればOK）。 ・時代やターゲットにしたい世代によって有効な広報ツールも変わってくるので、ターゲットが誰なのかをしっかりと決めたいうえで広報していくことが大切。 ・魅力的な部分を多少大げさに伝えていく必要がある。 ・スポーツ推進委員全員だより（自治会町内会向け）とスポーツ推進委員のかわら版（スポ推向け）の二つを作成していて、自分たちの活動を紹介できるようにしている。 ・地域の活動を知ってもらうために、区ホームページの「まち・ひと・ダイアリー」で広報している。	

◆まとめ 古屋会長



どのテーマもすぐに答えが出せるものではありませんが、今日の皆さんの話を参考に、それぞれが活動を工夫したり、団体同士が協力し合う等のきっかけになれば良いと思います。

少しでもいい方向に進むように、協働による地域づくりを進めていきましょう。

当日の様子



令和5年度 自治会町内会の課題解決に向けたアドバイザー派遣 事業報告

概要

令和5年度新規事業として、自治会町内会の運営上の課題の解決や活動の活性化などの支援をするため、地域の課題解決に取り組む意欲がある自治会町内会へのアドバイザー（専門家）派遣事業を開始しました。

アドバイザーは専門的な観点から、事例の紹介や課題の整理など、自治会町内会に寄り添った支援を行いました。

令和5年度は2地区からの応募をいただき、アドバイザーとして(株)地域計画研究所代表取締役、横浜市まちづくりコーディネーターの内海宏氏を派遣しました。

令和6年度も派遣先の募集を行い、依頼内容に合ったコーディネーターを派遣する予定です。

派遣先1 芹が谷団地自治会（芹が谷連合）

アドバイザー派遣に期待すること、支援を受けて自治会町内会でどのような活動をしたいか

- ・組長の負担が大きいことから、負担を軽減できるような取り組み方を知りたい（他自治会での取組事例含む）。
- ・単身住まいの高齢者が増加する中で見守りの必要性が高まっている。見守りの方法等について具体的な事例を知りたい。

実施スケジュール

- 7月 自治会定例会に区職員が出向き、事業説明と今後の流れ等確認
- 8月 自治会定例会に区職員が出向き、支援に向けたヒアリング
- 9月 自治会定例会にアドバイザーを派遣し「組長・役員の役割の見直しと担い手不足解消」に関する講義および意見交換
- 11月 自治会定例会にアドバイザーを派遣し「高齢者の見守り」に関する講義および意見交換

内容

第1回：講義「組長・役員の役割の見直しと担い手不足解消について」（9月2日（土））

【講義概要】

高齢化で役員の引き受け手が少なくなっているが、これからの自治会活動は、「できるひとができることを できるときにやる」という考え方を取り入れる必要がある。輪番で役が回ってきた人だけでなく、興味・関心・役立ちたい等の意欲のある人でフォローする仕組みが自治会の中にあるといい。

また一部の役員の負担が大きくなるよう専門部会を作り、役割を分散することで負担を軽減化する地区も多い。

在宅ワークが広がり若い世代が地域に出やすくなったが、地域活動の担い手にしていくには、何かしらのきっかけや「つなぎ役」が必要。

紹介事例（抜粋）

瀬谷区阿久和北部地区「おやじの広場」

男性が会社を退職後地域活動を始めきっかけを作る。現在「お助け隊」として活躍

港南区玉輿町内会（永谷地区）「青少年部」

子ども会を卒業した中高生などで青少年部を結成、お祭りや防犯パトロールなどで活躍

神奈川区子安通3丁目地区「防災フェア」

役割を細分化し、若い人や家族単位でも運営側に参加しやすい防災イベントを継続して実施

【参加者からの意見（抜粋）】

- ・高齢化は大きな問題。任期が2年では引き受け手がなく1年交代にした結果なんとか引き受けてもらえるという現状もある。
- ・部会制の話はとても参考になった。役員会だけでなく防災など、皆で分担しないと方向性が出ない。住民の皆に自治会活動を理解してもらう必要がある。自治会運営の目指す方向やビジョン（中期・長期）、毎年の工夫など事例をさらに聞かせてもらえると良い。それを基に皆で検討する、という流れになるのではないかな。



第2回：講義「高齢者の見守りについて」（11月4日（土））

区役所から「港南区の高齢化に関する状況」「民生委員児童委員の役割」について説明した後、アドバイザーによる講義を行いました。

【講義概要】

日頃の高齢者の見守り活動には、地域全体、隣り近所、個人と多彩な単位での活動がある。お年寄り向けのさりげない見守りあいを、日常的に負担感なく網の目のように張り巡らせるのが理想。また、見守りの取組を民生委員や友愛活動員等だけの役割とせず、住民全体で少しずつ役割をもって行うのが望ましい。

紹介事例（抜粋）

港南区野庭住宅第六自治会（野庭住宅地区）「家具転倒防止器具取付」

取り付け講習を受けたボランティア22名が3人一組で希望する要援護者宅にて器具を取付、その後は年2～3回安否確認を兼ねて訪問し点検を行う。

都筑区池辺地区社会福祉協議会「防災グッズの配布と点検」

笛、懐中電灯、簡易絆創膏、ウェットティッシュ、キャラメル等を入れた「安心くん」（防災グッズ）を高齢者に配布、電池など消耗するものを年に3～4回点検する。

ハートフルポート（旭区のNPO法人による活動）「住み開きによるコミュニティカフェ」

お世話になった地域の皆さんへの恩返しとして一軒家の一部をカフェスペースとして開放。

【参加者からの意見（抜粋）】

- ・ 防災グッズの配布には大変興味がある。どのように始めたらいいか（質問）
→ 今日紹介した例は地区社協の活動だが、自治会での活動も可能。敬老のお祝いの品と抱き合わせで配布などのタイミングが いいのでは？
- ・ 住み開きのための改装工事に公的補助はあるか（質問）
→ 横浜市が行っているヨコハマ市民まち普請事業では、設備整備の助成を受けることが出来る。審査のための助成も行っており、これを利用してオープンしたサロンも多い。
- ・ この地区から地域ケアプラザまで行くにはかなり距離があり、食事会を開催しても集まらない。また、90代の1人暮らし高齢者は自治会に6名いるが、全員が困っているわけではないので、現在はゴミ出しを通じて高齢者の見守りをすることを考えている。

アドバイザー派遣を受けて（芹が谷団地自治会 新野会長の感想）

個人では役員のなり手不足や高齢化の問題について把握しているものの、町内会としてどう動くかという発想はこれまであまりしていませんでした。

今回アドバイザーの講義を聞き、意見交換することで、町内会の現状や今後の展開についてみんなで考えるきっかけとなりました。



2 野庭団地連合自治会

アドバイザー派遣に期待すること、支援を受けて自治会町内会でどのような活動をしたいか

野庭団地地区では、地域支えあいネットワーク会議（意見交換会）を年3回実施。今年度はコロナ禍前に行っていたグループワークを復活させ、参加者の皆さんからの意見を今後の活動に活かし課題解決につなげていきたいと考えている。

そこで、第2回（10月開催）および第3回（2月開催）のネットワーク会議で出た意見に関するアドバイスや講評を専門家の観点から提言してもらい、今後の活動に活かしていきたい。

実施スケジュール

6月 第1回意見交換会に区職員が参加し、内容をアドバイザーに共有

10月 第2回意見交換会にアドバイザーを派遣し、グループワークで出た意見へのアドバイスや提言を行う

令和6年2月 第3回意見交換会にアドバイザーを派遣し、グループワークで出た意見へのアドバイスや提言を行う

内容

第1回：令和5年度第2回地域支えあいネットワーク会議（10月26日（日））への派遣

テーマ：高齢者の居場所づくりについて（グループワーク）

各グループからの発表



高齢者サロンはあるが、日頃参加していない人には声をかけにくいこともある。高齢者だけではなく、全世代が参加できる活動もあることを広く周知し、無理なく参加を促したい。また、他の自治会やシルバークラブの取組の共有も大事。



自治会やシルバークラブのお知らせを持っていても、なかなか参加にはつながらないので、回覧板を手渡しするなど、直接顔を合わせ、行事のお知らせなどしている。また、高齢者でも担い手として無理なく活動することは可能。楽しさを知ってほしい。



1人暮らし高齢者、特に男性の居場所を作れたら理想。同郷など何かテーマがあればその場での話が盛り上がるのではないかな。また、新たな参加者に継続して来てもらうには「楽しい」「もう一度、参加したい」と思えるものがないとを感じる。



老人会、旅行会など行動的な人は良い。そうでない人をどうするかが課題。社協では一人暮らし高齢者を対象に出前カフェを開催している。趣味趣向が同じ人で集まる、参加できない人にインタビューをするなどの工夫がさらに必要。

アドバイザーからのコメント



居場所は集会所のサロンの形以外にも様々なスタイルがある。趣味など好きな事を掲げ、手上げ方式で専門部会を作ったり、防災や健康づくりなど地域から求められる事に取り組む活動や、ラジオ体操や草むしりなどと抱き合わせた「ついで活動」で集まる形もある。

集まることが難しい高齢者には、こちらから出向くことが必要。雨戸開閉や踏み台作り、家の中の段差をなくす日曜大工、家具の転倒防止器具取付など、様々な内容で訪問している例がある。またそこに参加することで活動を始められる人もいるかもしれない。

参加者の固定化については、単一の自治会だけではなく、複数の団体で活動すると、参加者が多様化することが多い。

参考事例

宵の口サロン（歴史講座＋飲み会、金沢区湘南八景自治会）

サロン散歩道（旭区希望が丘東地区6町内会の合同サロン。輪番制で運営を担当）

桂山クラブ（3人集まれば部会活動が可能で加入者が大幅増、栄区湘南桂台地区）

第2回：令和5年度第3回地域支えあいネットワーク会議（2月25日（日））への派遣

テーマ：担い手の発掘と育成（グループワーク）

各グループからの発表



担い手の発掘について、管理組合の役員や行事の参加者に声をかけていく方法があるが、住民同士が知り合っていないとそれも難しいので、日頃から顔を合わせる機会を増やすことを心掛けたい。また、仕事でITを使いこなす世代が今後地域活動に関わるようになったら、自治会活動のIT化が進むと考えられる。



様々な事情から若手の自治会離れが進んでいる。忍耐強く挨拶などの声掛けをする、活動内容の理解度を高める、役員をする魅力をアピールする等の工夫をする必要がある。役員の半分を交代制にして引継ぎを行う仕組みは、より役員を引き受けやすくなるので有効。若手の多様化に合わせつつ、先人のボランティア精神を伝えていければと思う。

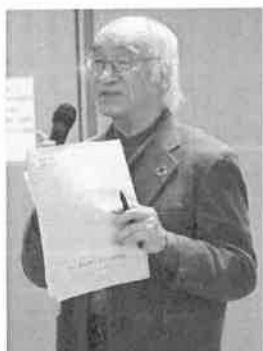


若い人に地域活動に参加してもらえるようきっかけ作りは不可欠だが、役員が輪番制で義務となっていることにも問題を感じる。育成することはとても難しいので、やりたい気持ちがある人が活動するのが一番いいと思う。また防災など継続して取り組むこととイベントなどの単発の行事を区別して考え、マニュアルの作成をしてみてもいい。



自治会の魅力不足を感じている。草取りには人が多く集まるので、そこに防災などの別の要素を入れ、参加者に少し手伝ってもらうなどして担い手を発掘していくのがいいと思う。また若い人が楽しめるイベント、例えばハロウィンにはたくさんの親子連れなどが集まるので、そういった活動を増やし魅力を生み出していく必要がある。

アドバイザーからのコメント



担い手の発掘について、最近は60代の人はまだ働いていることが多く、地域活動に全面的に参加するのは難しい。また、ちょっとした役割を担うことから活動を始められたとしても、ひとりにあれもこれもお願いしてしまう傾向がある。また、若い人は一度活動を始めたら抜けられないという危機感を持っているようだ。厳しい状況ではあるが、興味関心のあることに関するちょっとしたきっかけがあれば活動に参加してくれる人はゼロではないと思う。

自治会で行っている趣味のサークル活動は、それがしたくて集まり活動しているので、継続的に自治会とのかかわりを持っている。その人たちが少しいつもの枠から少しはみ出して活動に参加するという手もある。また、若い人で防災に興味を持つ人は結構いるので、そこに特化した自主グループを作ることも有効。

自治会の役員や民生委員さんなどが中心となり、転入者向けウェルカムパーティーを開催している地区がある。その場で地元のお役立ち情報をお伝えし、来たばかりでも安心して暮

らしていけるよう迎える活動は、この先その方に新たな担い手としてもらえる可能性を高めている。また同自治会では、転出者ともつながりを絶やさず「名誉会員」として会報を送付したり、旧宅での庭の草繁茂の状況を知らせるといった情報提供などを実施している。転出した人も、そんな形でつながりを絶やさないことにメリットを感じているようだ。

コロナ禍以降在宅ワークの人が増え、若い世代の人が前よりも地域にすることが増え、それに伴い自治会活動に興味がある人が増えてきていることは事実。今はまだ担い手までは発展していないものの、気軽に始められるようなきっかけとなる活動から始めてもらい、継続してもらいながら、関係が少し深まってから次のステップに移るのがいいと思う。

役員の体制に関して、2年任期の輪番制の場合は1年目は活動内容の把握は難しいものの、2年目となると活動の全体像が分かり、何をしたいか、誰に声をかけるか等が分かりやすくなっていく。また毎年役員の半数を改選すれば活動に継続性が生まれるのが望ましいと言える。

参考事例

ウェルカムパーティー（転入者歓迎会を年2回開催、栄区湘南桂台自治会）

アドバイザー派遣を受けて（野庭団地連合自治会 黒田会長の感想）

今回アドバイスをお願いした意見交換のテーマは、「見守り支えあい」「担い手の確保と育成」でした。一度話し合っただけで簡単に解決できるようなものではないものの、内海先生からのアドバイスは包括的でみんなが納得でき、これまでの活動や現在の課題、これからの展望について会場内で確認することが出来ました。

今後可能であれば、もう少し個別の課題に向けての解決策を教えていただきたいと思います。

令和 6 年度緊急時情報伝達システムへの登録について（依頼）

1 連合町内会長、自治会町内会長の皆さまへのお願い

港南区では平成 29 年度から、風水害発生時に避難情報等を、登録している全ての皆さまに一斉に電話・FAX でお知らせする「緊急時情報伝達システム」を運用しています。

つきましては、登録を希望される役員の方（会長、副会長、防災担当等、最大 3 名程度）に本資料と申請書を配布していただき、記入していただいた申請書を自治会町内会
で取りまとめるうえ、区役所総務課へご提出ください。また、自治会町内会の役員になられていない連合町内会役員の方は、個別にご提出ください。（両方で役員の方は、いずれか 1 枚のみを提出いただければ結構です。）

なお、登録はこれまでと同様に単年度制となっておりますので、昨年度登録された方でも継続してご希望される場合は、お手数料をおかけしますが、改めて申請書をご提出ください。昨年度にどなたが登録されていたかを確認したい場合、登録情報に修正等が必要になった場合は、区役所総務課までお問い合わせください。

【提出書類】

港南区緊急時情報伝達システム登録申請書

※説明資料・申請書が不足する場合は、コピーにてご対応をお願いします。

【提出方法】

郵送、FAX、Eメールで送付又は総務課窓口へ御持参ください。

住 所：〒233-0003 港南区港南4-2-10

FAX：841-7030

Eメール：kn-bousai@city.yokohama.jp

担当：総務課危機管理・地域防災担当

【提出期限】

令和6年5月31日（金）

2 登録を希望された皆さまへのお願い

【補足①：システムの電話番号について】

区システムからの発信は、通常の区役所の電話番号とは異なる番号から発信されます。登録を希望された皆さまは、下記の発信番号を各自の電話帳に登録していただき、着信があった場合に不審電話として扱わないように準備をお願いします。

また、区からの発信を受電できなかった等の場合には、内容確認用の番号にお掛けいただくことで、一定期間、同じ内容をお聞きいただけますので、両方の番号を電話帳にご登録ください。

区からの発信番号：0570-095-999

内容確認用の番号：050-5490-3993

【補足②：音声メッセージを終了したい場合の操作方法】

区システムからの自動音声案内は、受電が確認できるまで最大3回、繰り返し発信されます。メッセージを途中で終了したい場合は電話をそのまま切るのではなく、『*ボタンを押下後に、#ボタンを押下』していただくと受電が確認され、繰り返し発信されることが無くなります。訓練時にお試してください。

【補足③：情報受伝達訓練について】

登録いただいた方には、実際の災害時等に確実に受信ができるように、以下の日程で訓練発信を行う予定ですので、ご承知おきください。

令和6年6月7日（金）、8月31日（土）、12月6日（金）

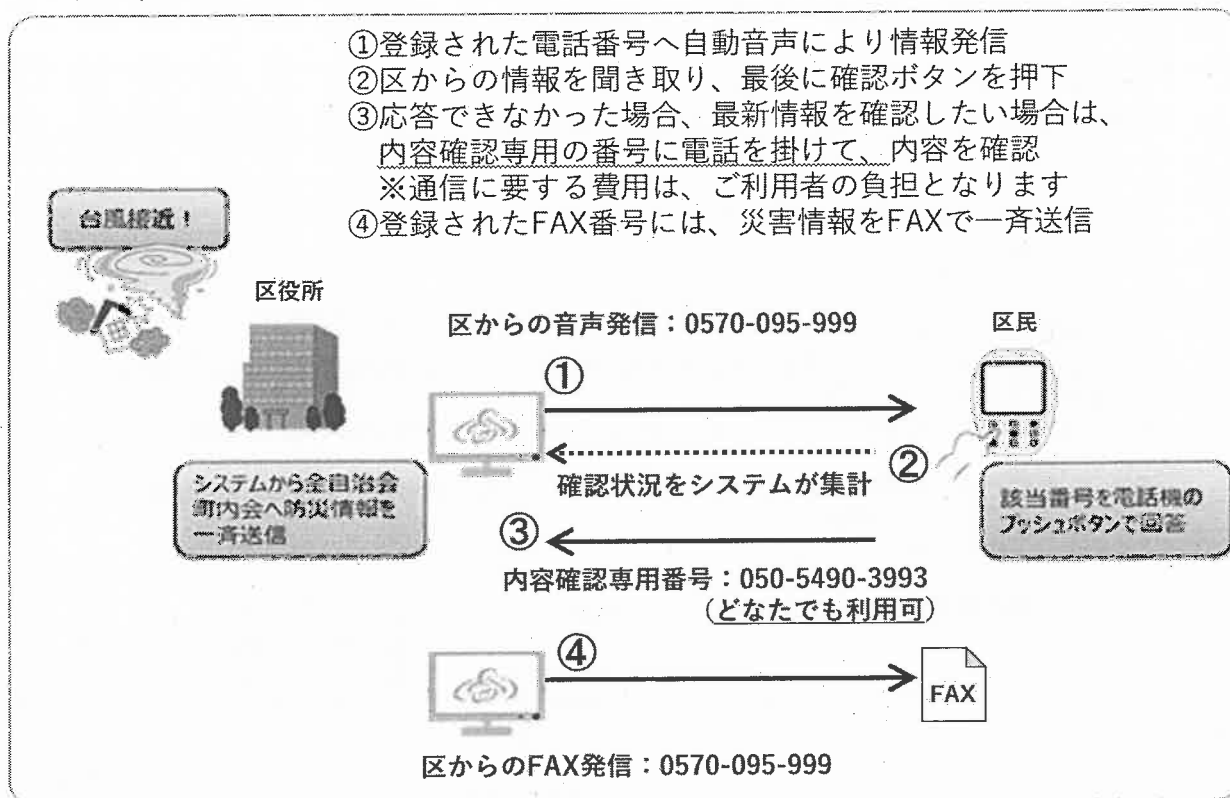
※毎回12時配信開始

※ご都合により、上記番号からの発信に応答できなかった場合でも、訓練開始後1週間の間は、上述の内容確認用の番号へお電話いただくことで、内容をご確認いただくことができます。

3 システムの概要

- (1) メールやインターネットを利用しない方でも、電話で災害情報等の入手が可能です。
- (2) 発災時、事前に登録して頂いている皆さまへ、自動音声による情報配信を行います。
- (3) 区役所では登録された皆様へ災害情報をお届けできたかを集約し、把握できます。
- (4) 登録は電話番号だけではなく、FAXも登録可能です。
- (5) 登録対象者は、連合町内会・自治会町内会の役員の皆さまに加え、即時避難指示対象世帯に対して区役所から登録を働きかけます。
- (6) 内容確認用の番号は一般にも公開しており、事前登録していない方でも、電話を掛ければいつでも配信情報を確認できます。

4 システムのイメージ



※注：発災に伴う通信網等への影響により、情報が配信できない可能性があります

5 配信対象 ※対象地区は、自治会町内会単位で判断します

		電話（自動音声）	F A X
風水害 （土砂）	高齢者等避難	即時避難指示 対象地区の 登録者	登録者全員
	土砂災害警戒情報 （即時避難指示等） ※1		
	上記以外の 避難指示等	該当地区の 登録者	
風水害 （河川）	避難判断水位 氾濫危険水位 いっすい水位	水位上昇河川 周辺の登録者	
		協定締結の 連合町内会長 ・自治会町内会長	
特別警報		登録者全員	
震度5強 以上の地震	避難所等の情報	登録者全員	
防犯及び都市災害		必要に応じて選定	

6 配信情報（例）

(1) 風水害時

- ・避難指示等の避難情報

避難情報発令日時、開設する避難場所、避難場所の混雑状況、避難対象の町名

(2) 大地震発生時

- ・地域防災拠点開設状況（震度 5 強以上の場合）
- ・区内の被害状況

※1 即時避難指示

がけ地の状態等より判断し、土砂災害警戒情報の発表とともに避難指示を発令する対象区域
（令和 6 年 3 月現在：5 箇所）

笹下一丁目の一部、日野南二丁目の一部、日野八丁目の一部、野庭町の一部、上永谷二丁目の一部

過去の災害履歴等を勘案し、土砂災害警戒情報の発表とともに避難指示を発令する対象区域
（令和 6 年 3 月現在：1 箇所）

上大岡東二丁目の一部

【過去の土砂災害警戒情報（横浜市南部）発表回数】 H29：2 回 H30：0 回
R1：3 回、R2：0 回、R3：1 回
R4：1 回、R5：0 回

問合せ先

港南区総務課危機管理・地域防災担当

電話：8 4 7－8 3 1 5

E メール：kn-bousai@city.yokohama.jp

港南区緊急時情報伝達システム登録申請書

記入例 1

令和6年〇月〇〇日

(申請先)
(横浜市港南区長)

下記の通り、港南区緊急時情報伝達システムへの登録を希望します。

申請情報

組織名・役職等	〇〇町内会 防災担当
ふりがな 氏 名	こうなん たろう 港南 太郎
住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 港南区〇〇町〇〇-〇
登録をする電話番号 (希望者のみ記入)	045-〇〇〇-〇〇〇〇 080-△△△△-△△△△ ※固定電話、携帯電話のいずれでも、両方でも結構です
登録をするFAX番号 (希望者のみ記入)	045-〇〇〇-〇〇〇〇

※ ご記載いただいた個人情報、本システム以外には使用しません。

※ 住所はシステムには登録せず、システムに関する連絡事項が発生した場合に利用します。

港南区緊急時情報伝達システム登録申請書

記入例 2

令和6年〇月〇〇日

(申請先)
(横浜市港南区長)

下記の通り、港南区緊急時情報伝達システムへの登録を希望します。

申請情報

組織名・役職等	〇〇町内会 防災担当
ふりがな 氏 名	こうなん たろう 港南 太郎
住 所	昨年届出と同じ
登録をする電話番号 (希望者のみ記入)	昨年届出と同じ ※固定電話、携帯電話のいずれでも、両方でも結構です
登録をするFAX番号 (希望者のみ記入)	昨年届出と同じ

※ ご記載いただいた個人情報は、本システム以外には使用しません。

※ 住所はシステムには登録せず、システムに関する連絡事項が発生した場合に利用します。

港南区緊急時情報伝達システム登録申請書

令和 年 月 日

(申請先)
(横浜市港南区長)

下記の通り、港南区緊急時情報伝達システムへの登録を希望します。

申請情報

組織名・役職等	例) ○○連合町内会長、○○町内会長、○○町内会防災担当
ふりがな 氏 名	例) 港南 ^{こうなん} 太郎 ^{たろう}
住 所	例) 港南区○○町○○-○、昨年届出と同じ 〒
登録をする電話番号 (希望者のみ記入)	例) 045-○○○-○○○○、080-△△△△-△△△△、昨年と同じ ※固定電話、携帯電話のいずれでも、両方でも結構です
登録をするFAX番号 (希望者のみ記入)	例) 045-○○○-○○○○

※ ご記載いただいた個人情報は、本システム以外には使用しません。

※ 住所はシステムには登録せず、システムに関する連絡事項が発生した場合に利用します。

港南区緊急時情報伝達システム登録申請書

令和 年 月 日

(申請先)
(横浜市港南区長)

下記の通り、港南区緊急時情報伝達システムへの登録を希望します。

申請情報

組織名・役職等	例) ○○連合町内会長、○○町内会長、○○町内会防災担当
ふりがな 氏 名	例) 港南 太郎
住 所	例) 港南区○○町○○-○、昨年届出と同じ 〒
登録をする電話番号 (希望者のみ記入)	例) 045-○○○-○○○○、080-△△△△-△△△△、昨年と同じ ※固定電話、携帯電話のいずれでも、両方でも結構です
登録をするFAX番号 (希望者のみ記入)	例) 045-○○○-○○○○

※ ご記載いただいた個人情報、本システム以外には使用しません。

※ 住所はシステムには登録せず、システムに関する連絡事項が発生した場合に利用します。

港南区緊急時情報伝達システム登録申請書

令和 年 月 日

(申請先)
(横浜市港南区長)

下記の通り、港南区緊急時情報伝達システムへの登録を希望します。

申請情報

組織名・役職等	例) ○○連合町内会長、○○町内会長、○○町内会防災担当
ふりがな 氏 名	例) 港南 太郎
住 所	例) 港南区○○町○○-○、昨年届出と同じ 〒
登録をする電話番号 (希望者のみ記入)	例) 045-○○○-○○○○、080-△△△△-△△△△、昨年と同じ ※固定電話、携帯電話のいずれでも、両方でも結構です
登録をするFAX番号 (希望者のみ記入)	例) 045-○○○-○○○○

※ ご記載いただいた個人情報は、本システム以外には使用しません。

※ 住所はシステムには登録せず、システムに関する連絡事項が発生した場合に利用します。

自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケートについて【協力依頼】

1 趣旨

自治会町内会のデジタル活用に関する取組状況や活動拠点（会館等）に関する情報を把握するため、アンケートへの御協力をお願いします。いただいた回答は、今後の自治会町内会活動の支援のための施策を検討する際に、参考にさせていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区の定例会で情報提供をお願いします。

地区連合として取り組んでいる内容について、ご回答をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

単会として取り組んでいる内容について、ご回答をお願いします。

※地区連長及び単位会長を兼任されている方は、恐れ入りますが、それぞれの立場でご回答くださいますようご協力をお願いします。

3 アンケートの内容

別紙のとおり（全 6 問、所要時間：3 分程度）

- ・自治会町内会のデジタル活用に関する取組状況について（2 問）
- ・自治会町内会活動の拠点（会館等）について（4 問）

4 実施時期

令和 6 年 3 月 12 日（火）～ 6 月 28 日（金）

5 回答方法

次のいずれかの方法で、ご回答ください。

(1) 電子申請システム

右の二次元バーコードから、回答フォームにお進みください。



←電子申請システムの
二次元バーコード

(2) メール

回答用紙（Excel）を、以下の市 WEB ページからダウンロードの上、

市民局地域活動推進課 sh-jichikai@city.yokohama.jp までお送りください。

(URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/tyosa.html>)

横浜市 自治会町内会調査

検索

(3) 区役所地域振興課への提出

添付の回答用紙を地域活動推進費補助金の申請書類の提出時などに併せて、
ご提出ください。（提出方法：窓口への持参・メール等）

市民局地域活動推進課 担当：川口、高橋、石栗
電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734
Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.jp

自治会町内会デジタル活用・活動拠点(会館等)に関するアンケート

	区	※自治会町内会名
--	---	----------

※地区連長の立場で回答いただく場合は、地区連合会名をご記入ください。

【デジタル関連】

(1)取り組んでいるもの全てにチェック☑してください。

- | | | |
|---|---|--|
| ☐ ① LINEなどを用いた連絡・
情報発信 | ☐ ② 自治会町内会ホームページ開設 | ☐ ③ 自治会町内会SNS開設 |
| ☐ ④ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名を記入）→ | | |
| ☐ ⑤ WEB会議の導入 | ☐ ⑥ 会議資料をデータで共有 | |
| ☐ ⑦ 紙資料のPDF保存
（紙保管の低減） | ☐ ⑧ ストレージサービス(※)の活用(Googleドライブなど)
(※)インターネット上の保管スペースにデータを保存するサービス | |
| ☐ ⑨ 会議録の自動文字起こし
ツールの活用 | | |
| ☐ ⑩ その他（具体的内容）→ | | |

(2)これから取り組みたいもの全てにチェック☑してください。

- | | | |
|--|---|--|
| ☐ ① LINEなどを用いた連絡・
情報発信 | ☐ ② 自治会町内会ホームページ開設 | ☐ ③ 自治会町内会SNS開設 |
| ☐ ④ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名を記入）→ | | |
| ☐ ⑤ WEB会議の導入 | ☐ ⑥ 会議資料をデータで共有 | |
| ☐ ⑦ 紙資料のPDF保存
（紙保管の低減） | ☐ ⑧ ストレージサービスの活用(Googleドライブなど) | |
| ☐ ⑨ 会議録の自動文字起こしツールの活用 | | |
| ☐ ⑩ その他（具体的内容）→ | | |
| ☐ ⑪ 今のところ取り組む予定はない
（その理由）→ | | |

【自治会町内会活動の拠点(会館等)について】

(3)主な活動拠点について教えてください。(当てはまるもの1つにチェック☑してください)

- | | | |
|--|---|-----------------------------------|
| ☐ ① 町内会単独で所有する会館 | ☐ ② 他の町内会等と共同で所有する会館 | |
| ☐ ③ 借家・借間 | ☐ ④ 近隣の町内会が所有する会館 | ☐ ⑤ 地区センター |
| ☐ ⑥ コミュニティハウス | ☐ ⑦ 地域ケアプラザ | ☐ ⑧ 民間の会議室 |
| ☐ ⑨ マンション等の集合住宅の
集会室 | ☐ ⑩ その他 → | |

※地区連長の立場で回答いただく場合、地区連合町内会館を所有していなければ、
こちらで回答終了です。

(4)自治会町内会館において、LED照明器具、省エネエアコン等、下記の5つの設備で導入済みのものを教えてください。(当てはまるもの全てにチェック☑してください)

☐ ① LED照明器具 (導入した時期) →

☐ ② 省エネエアコン (導入した時期) →

☐ ③ 断熱窓等 (導入した時期) →

☐ ④ 太陽光発電設備 (導入した時期) →

☐ ⑤ 蓄電池 (導入した時期) →

☐ ⑥ 導入済みの設備はない

↑直近で導入した時期を記入(例:R4年6月頃)

☐ ⑦ 会館がない

(5)自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金(R6.3.1申請受付開始のLED、省エネエアコン等への補助)について、申請予定(申請済み)ですか。(当てはまるもの1つにチェック☑してください)

☐ ① 申請予定 → 回答終了です。 ☐ ② 申請済み → 回答終了です。

☒ ③ 申請の予定はない → (6)にお進みください。

(6)「申請予定はない」理由を教えてください。(当てはまるものに全てチェック☑してください)

☐ ① 会館がない

☐ ② 既に省エネ設備を導入済みのため

☐ ③ 資金がない

☐ ④ 会員の了解が得られない ☐ ⑤ 補助手続きが手間

☐ ⑥ 要件にあてはまらなかった

☐ ⑦ 希望する補助メニューがない
(希望の設備を記入) →

☐ ⑧ その他 →

ご協力いただきありがとうございました。(実施主体:市民局地域活動推進課)

令和 6 年度 横浜市 LED 防犯灯事業について【お知らせ】

1. 趣旨

令和 6 年度の横浜市 LED 防犯灯事業についてお知らせします。

引き続き、LED 防犯灯の見守り等について御協力をお願いします。また、地域で必要な場所に防犯灯の設置を希望する際の申請手続き等について御案内します。

2. お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3. このお知らせの概要

(1) 横浜市の LED 防犯灯について (2 ページ)

(2) LED 防犯灯の見守りへの御協力について (3 ページ)

故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを引き続きお願いします。

(3) 劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について (3 ページ)

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去させていただきます。予めご承知おきください。

(4) 市による新規設置を希望する際の御申請について (4 ページ)

- ・市 (18 区) 全体で 154 灯 (電柱共架型 144 灯・鋼管ポール型 10 灯) の予定です。
- ・『令和 6 年度 電柱への LED 防犯灯の新設申請の手引』及び『令和 6 年度 鋼管ポール LED 防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を御確認いただき、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。
- ・申請の 受付は区地域振興課へ、締切は令和 6 年 5 月 31 日 (金) となります。

4. LED 防犯灯事業の市ホームページ URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>

【備考】この事業は、令和 6 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

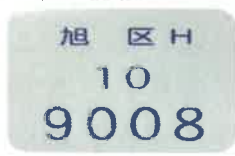
<お問合せ先>

市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3709

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています   	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています  プレートタイプ  シールタイプ 

- ・物価高騰等により事業費は年々増大していますが、電気料金など縮減できない経費が事業費全体を圧迫している状況です。このため、市では、現在ある防犯灯の維持への対応に注力しています。
- ・街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、防犯灯の適正配置を進めていく必要がありますと考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はN T T柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ・灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて（参考）】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者の許可を得て設置し、維持管理しています。電柱事業者や設置場所等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様をお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

ポール穴あき



【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・ 港南区地域振興課 電話 045-847-8391
- ・ 市民局地域防犯支援課 (電話 045-671-3709)

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期(気づいた日)及び時間帯

* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがありますが、故障ではありません。

【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター(0120-995-007)に、直接御連絡ください。

※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803 (有料)

(3) 劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去しますので、予め御承知おきください(対象は市が選定します。)

撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え(鋼管ポール型防犯灯の再整備)のいずれかの対応となります。

市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替えは付近に電柱がない場合に限ります(令和6年度は市全体で22本を予定)。建替えにあたっては、近隣にお住まいの皆様から御理解・御協力を得るために、自治会町内会の皆様に御協力をお願いします(具体的な内容は個別に御相談)。

なお、現在設置する鋼管ポール基礎は大きい（約直径 50cm）ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合があります。

（４）市による新規設置を希望する際の御申請について

① 令和６年度の新規設置の御申請について

- ・市（18 区）全体で 154 灯（電柱共架型 144 灯・鋼管ポール型 10 灯） の予定です。
- ・『令和 6 年度 電柱への LED 防犯灯の新設申請の手引』及び『令和 6 年度 鋼管ポール LED 防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を御確認いただき、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。
- ・申請の受付は区地域振興課へ、締切は令和 6 年 5 月 31 日（金）となります。

令和 6 年度から制度化：「付替制度」の利用について

周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場所がある場合（※）は、その場所の市管理防犯灯を撤去し、代わりに明かりが必要な場所の電柱に灯具を再設置する「付替制度」を整えました。この制度を利用することで、新設予定数（電柱共架型 144 灯）とは別枠で設置できるというメリットがありますので、積極的な御検討をお願いします。

※十分な明るさを確保できるようになった場合の例

- ・防犯灯の近くに、明るい道路照明が設置された
- ・マンションや 24 時間営業の店舗ができ、周辺が十分に明るくなった 等

② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置段階で近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら地域防犯灯を設置し、維持・管理を行う	地域防犯灯の設置にあたり地域活動推進費補助金をご活用いただけるほか、維持管理に係る補助金の交付を受けることができます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED 防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

旧土木事務所跡地「港南区複合施設」について(報告)

旧港南土木事務所跡地に建設中の「港南区複合施設」については、地域ケアプラザ、コミュニティハウス及び南部児童相談所の 3 つの機能を有する複合施設となります。

令和 6 年 5 月末に工事が完了し、それぞれ「上永谷駅前地域ケアプラザ」「上永谷駅前コミュニティハウス」「南部児童相談所」として 7 月から業務を開始する予定 ですので施設概要等についてお知らせします。

【上永谷駅前地域ケアプラザ及び上永谷駅前コミュニティハウス】

1 開所予定日

令和 6 年 7 月 1 日 (月)

2 指定管理者

社会福祉法人 同塵会 (法人所在地：港南区下永谷四丁目 21 番 10 号)

※地域ケアプラザとコミュニティハウスは両施設が融合した施設となり、同一法人が一体的に管理します。

3 開館時間等

ア 月曜日から土曜日 午前 9 時から午後 9 時まで

日曜日・祝日等 午前 9 時から午後 5 時まで

イ 休館日

年末年始 (12/29～1/3)、施設点検日 (毎月 1 回)

ウ 地域包括支援センターの相談時間

(ア) 月曜日から土曜日 午前 9 時から午後 6 時まで

(イ) 日曜日及び祝休日 午前 9 時から午後 5 時まで

4 地域包括支援センター利用圏域について

上永谷駅前地域ケアプラザ開所に伴い、既存の地域ケアプラザの包括支援センター利用圏域が変更となります。詳細は【別紙 1】のとおりです。

＜参考＞地域ケアプラザの機能

①福祉・保健活動に関する行事の開催や場所の提供

ア 体操教室や食事会、健康講座など生活に役立つさまざまな種類の行事・催しを行っています。また、地域の皆さんの福祉・保健の活動や交流の場として、多目的室や調理室などの貸出を行っています。(圏域の決まり無く、どなたでも利用可)

②福祉・保健に関する相談や支援 (地域包括支援センター)

介護保険法の規定に基づいた機能であり、福祉・保健の専門員が無料で相談を受け付けています。(人口規模等に応じて施設ごとに利用圏域を設定)

【南部児童相談所の移転】

1 趣旨

施設の老朽化や児童虐待対応件数が増加する中での狭あい化に対応し、児童への専門的支援の充実や一時保護児童の生活環境の向上を図るため、現在の磯子区から移転・再整備を行います。

2 児童相談所の概要

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置された児童福祉行政の第一線機関であり、18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じています。

各区の福祉保健センター（各区役所）においても子どもに関する相談を受け付けていますが、特に児童相談所では、児童の一時保護や児童福祉施設等への入所が必要である場合など、より専門的な判断や法令上の対応などが求められる相談に応じています。

横浜市では、4か所の児童相談所で相談を受けています。

＊南部児童相談所の管轄区域：港南区・磯子区・金沢区・戸塚区・栄区
（今回の移転による管轄区域の変更はありません。）

【建物概要】

1 所在地

港南区丸山台1丁目9番10号

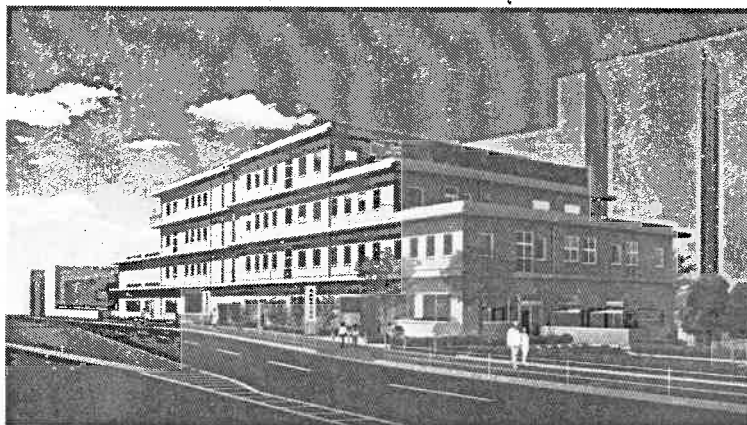
2 鉄筋コンクリート造 地上4階建

フロア構成：

<1階南側>ケアプラザ・コミュニティハウス

<1階北側、2～4階>南部児童相談所

※地域ケアプラザ及びコミュニティハウスと南部児童相談所は別々の出入り口となります。（建物内での行き来も不可）

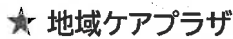


問合せ（地域ケアプラザについて）	福祉保健課事業企画担当	電話 847-8441
（コミュニティハウスについて）	地域振興課区民活動支援係	電話 847-8394
（南部児童相談所移転について）	こども青少年局こどもの権利擁護課	電話 671-2394

<港南区内地域包括支援センター 担当圏域 新旧一覧>

地域包括支援センター	担当圏域	
	旧 (～令和6年6月30日)	新 (令和6年7月1日～)
横浜市港南台地域ケアプラザ	港南台1～9丁目	同左
横浜市東永谷地域ケアプラザ	東永谷1～3丁目、大久保1～3丁目、 <u>上永谷1～3丁目</u> 、最戸1～2丁目	東永谷1～3丁目、大久保1～3丁目、最戸1～2丁目
横浜市下永谷地域ケアプラザ	下永谷1～6丁目、 <u>上永谷4～6丁目</u>	下永谷1～6丁目
横浜市野庭地域ケアプラザ	<u>野庭町</u> 、上永谷町	<u>野庭町(25番から336番、394番から481番、596番から599番、680番から697番、713番、714番を除く)</u> 、上永谷町
横浜市日下地域ケアプラザ	笹下2～7丁目、日野中央1・3丁目	同左
横浜市港南中央地域ケアプラザ	上大岡西1～3丁目、港南1～6丁目、港南中央通、 笹下1丁目、日野1～6丁目、上大岡東1～3丁目	同左
横浜市日野南地域ケアプラザ	日野南1～7丁目、日野7～9丁目、日野中央2丁目	同左
横浜市芹が谷地域ケアプラザ	芹が谷1～5丁目、東芹が谷	同左
横浜市日限山地域ケアプラザ	日限山1～4丁目、 <u>丸山台1～4丁目</u>	日限山1～4丁目、 <u>丸山台4丁目</u>
横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ	なし	<u>上永谷1～6丁目</u> 、 <u>丸山台1～3丁目</u> 、 <u>野庭町の一部(25番から336番、394番から481番、596番から599番、680番から697番、713番、714番)</u>

旧:令和6年6月30日まで



新:令和6年7月1日から

